

## 紹介

# 新スイス連邦憲法

—ヘフェリン＝ハラール＝ケラー共著にもとづく紹介—(10)

小林 武

## 目次

- I 紹介にあたって
- II スイス連邦憲法の歴史と特質 (以上、本誌17号)
- III ヘフェリン＝ハラール＝ケラー共著の主要内容の紹介

原著者の序文

目次の大略

## 第1編 総則

第1節 スイス連邦健保の特質 (以上、本誌18号)

第2節 連邦憲法の歴史 (以上、本誌19号)

第3節 公法の解釈

## 前 言

- I. 解釈の課題
- II. 多様な解釈方法 (以上、本誌20号)
- III. 解釈における方法論的多元主義
  - 1. 憲法解釈の際の一般的解釈規定
  - 2. 様々な解釈方法の均衡的結合
  - 3. 理性的かつ実践的結論のための配慮
- IV. 公法における欠缺の治癒
  - 1. 解釈と欠缺の治癒
  - 2. 法律欠缺の概念
  - 3. 法律の欠缺と法律の適格な沈黙
  - 4. 憲法典における欠缺

5. 欠缺治癒の際の優先順位

V. 法律の憲法適合的解釈

1. 課題と適用領域
2. 憲法適合的解釈の適用の前提
3. 憲法適合的解釈の限界 (以上、本誌21号)

IV. 国法の国際法適合的解釈

第4節 連邦憲法を支える基本価値

- I. 法治国家的要素
  1. 形式的意味における法治国家
  2. 実質的意味における法治国家
- II. 民主主義的要素
- III. 法治国家と民主主義：内部的関連と緊張関係
- IV. 連邦国家的要素 (以上、本誌22号)
- V. 社会国家的要素
- VI. その他の基本的価値、とりわけ持続性の原則

第5節 スイスの、国際社会との関係

- I. ヨーロッパの整序
- II. 地球的な協定への参加
- III. 新連邦憲法における外交関係
- IV. 補説：永続的なスイスの中立 (以上、本誌23号)

第2編 基本権

第1章 基本権総論

第6節 概念、法的基盤および機能

- I. 概念
  1. 一般的な概念規定
  2. 人権についての自然法論との関係
  3. 基本権の種類
  4. 直接に適用可能な権利としての基本権
  5. 憲法適合的な個人権としての基本権

## II. 法的根拠

1. 連邦憲法
2. 邦 憲 法
3. 欧州人権規約
4. その他の人権条約（以上、本誌24号）

## III. 機 能

1. 基本権の多様な動因
2. 基本権理解の変遷
  - a) 国家に対する防御権としての基本権
  - b) 形成的な基本権理解
3. 基本権侵害の結果

### 第7節 基本権の名宛人

#### I. 総 則

#### II. 国家機関に対する拘束

1. 立法者
2. 統治と行政
3. 司 法

#### III. 公的機能の支担者すべてに対する拘束

#### IV. 第三者効力の問題

1. 問 題
2. 直接的第三者効力と間接的第三者効力
3. 連邦裁判所判例
4. 新連邦憲法による第三者効力への顧慮

### 第8節 基本権の名宛人

#### I. 自然人と法人

1. 自然人（以上、本誌25号）
2. 法 人

#### II. スイスの国籍所有者と外国人

#### III. 特別地位関係

## 第9節 基本権の制限

- I. 総 則 (以上、本誌本号)
- II. 法律上の根拠
  - 1. 法規の要件 (以下、次号)
  - 2. 法律形式の要件
  - 3. 警察的一般条項への依拠
- III. 公 益
  - 1. 概念について
  - 2. 問題になっている基本権かんする具体化
  - 3. 「基本権競合」にかんする問題性
  - 4. 「実践的競合の成立」
- IV. 比例原則
  - 1. 適格性 (適合性)
  - 2. 必要性 (最小限で許容される侵害)
  - 3. 侵害の目的と侵害の作用との関係 (公益と関係者の私益との衡量)
- V. 核心的内容の絶対的保障
- VI. 自由権と特別地位関係
  - 1. 総 則
  - 2. 法律上の原則
  - 3. 公 益
  - 4. 比例原則
  - 5. 特別地位関係の制度のもつ問題性
- VII. 基本権の断念

紹介者の註： 本文所掲のスイス連邦憲法などの条文の翻訳

## 2. 法 人

私法上の法人 (*juristische Personen des Privatrechts*) も、当該法がその法人の性格に合わせて一般に法人としての地位を賦与しているかぎりでは、基本権の把持者 (Träger) でありうる。そのことは、たとえば、経済的自由、財産権保障および——連邦憲法8条1項の文言（「あらゆる人々」[alle Menschen]）にもかかわらず——法的平等にも妥当するが、しかし、人格的自由 (persönliche Freiheit) や婚姻の自由には妥当しない。

法人は、連邦裁判所の判例によれば、信仰および良心の自由を訴求することはできない（連邦憲法15条が「すべての人」[jede Person] を把持者と定めているにもかかわらず）とされているが、それは、法人はそれ自身で宗教的自由を追求する者だからである。

BGE 100Ia 277 E.4d, *Commune de Lens* 事件において論じられたのは、集会の自由 (Vereinigungsfreiheit) (旧連邦憲法56条と同じ [新] 連邦憲法23条の結社の自由 [Vereinsfreiheit]) は自然人だけに属するという、問題のある定式化である。

公法上の法人 (*juristische Personen des öffentlichen Rechts*) は、例外的にのみ基本権を担いるのであるが、それは私法の基盤にもとづいて活動し、かつ、国家的行為をとおして私人と同様に動く場合である。もとより、自治体その他の公法上の団体は、公権力の優越的な把持者に対抗する自己の自治を保護する権利を授けられているのである (Vgl. N.1976 und 2007 f.)。さらに、公法上の宗教共同体 (Religionsgemeinschaft) に、宗教の自由の侵害に対して出訴することができる。

## II. スイスの国籍所有者 (Staatsangehörige) と外国人

スイス人女性とスイス人男性、および、外国人女性と外国人男性は、原則として基本権を享有する。

しかし、スイス国籍所有者だけが居住の自由の把持者であり（連邦憲法24条）、また、連邦憲法37条2項にもとづいて、誰もが自らの市民権を理由にして優遇され、または不利に扱われてはならないことを主張することができる（同条の規定を参照の

こと)。従前は、連邦裁判所により、経済的自由はスイス人にのみが享有するものとされていた。しかし、今日では、女性外国人・男性外国人も、経済的自由を主張することができる。ただし、それは、彼らがスイスの国内市場に限界を設けずに参入しており、また、滞在許可を受けている場合に限られる (vgl.N.654f.)。

政治的意思形成を中心としたこうした基本権 (意見表明・情報およびメディアの自由、集会および結社の自由) も、外国人に原則として妥当する。ただし、外国人の政治活動には強い制限が課せられる。ヨーロッパ人権条約18条は、そうした制限をはっきりと明示的に定めている。

### III. 特別地位関係 (Sonderstatusverhältnisse)

特別地位関係の中にいる人 (例えば、公務員) も、基本権を主張することができる。Vgl.N.328ff.

## 第9節 基本権の制限

### I. 総則

連邦憲法36条は、判例および学説によって発展したところの、累積的に充足され、それゆえに基本権を制限するものとなっている諸準則を列挙している。すなわち、法律上の根拠、公益、比例原則および核心的内容への尊重、である。この標題 (「基本権の制限」《Grundrechten》) は、自由権の上記4点のカタログに型嵌めされている (*ist dieser Vier-Punkte-Katalog auf Freiheitsrechte zugeschnitten*) のではあるが、連邦参事会は、官報 (BBl 1997 I 194f.) において次のように強調している：

「これらの条項の中で設定された準則は、基本権のすべてに適用されうるものではなく、本質的に個人的権利、つまり、保護の領域と内容が自らの中に示されているところの、一定の人間の自由に限られる (たとえば、信教および良心の自由、意見の自由、集会の自由など)。法的平等のような基本権について…また、恣意からの保護および信義誠実のような派生原則について、…または、一定の手続保障に

については、…干渉の規定は適切に構想されておらず、一定の社会的性格をもった基本権についても同様である。…それが法的平等にかんしては、制限だけでなく、区別についての許容される・あるいは許容されない基準が問題となる。良き信仰 (*guter Glaube*) の保障にかんして問題となるのも、制限ではなく、良き信仰が保障されるべき一定の前提が充たされているかである。恣意禁止が制約されるものではないことはいうまでもなく、独立不偏の裁判官を請求する権利についても同様にほぼ制約されることはない。また、法的聴聞も、一面では正確に記された基本権が存在し、他方ではその基本権への制限が存在するという論理に従うものではない。最後に、国家の積極的な給付を請求する権利、たとえば生存確保への基本権については、上記のような基本権とはまったく異なった状況になる。すなわち、国家は、制限を設定するのではなく、認められた権利を行使するについての諸要件を示すのである。」

連邦裁判所判例と学説は、連邦憲法36条に包括的に規定されているところの、他の基本権にもかかわる包括的な諸要件を実際に援用している。同条の規定は、体系的にはなく、さまざまな形で成り立ったものである。連邦憲法5条は、「法治国家的処務 (*Handeln*) の原則」という条文見出しの下で、合法性原理を錨着させ (1項)、また、国家的処務が公益をふまえており、かつ比例原則に適ったものであることを要求している (2項)。そのことから、この連邦憲法5条の定める一般的な基本原則と連邦憲法36条が特別に個人的自由の制限のために設けている諸要件との関係はいかなるものであるかという問題が出てくる。それで、基本権のタイプごとにそれぞれの重要性が定められる。しかし、SCHEFER (*Beeinträchtigung von Grundrechten*, S.9f.) は、すべての基本権に連邦憲法36条が原則的に適用可能だとするのであるが、その際に彼は、給付の権利 (*Leistungsrecht*)、手続的権利および法的平等ならびに恣意禁止にかんする修正された審査プログラムによって相対化されることを主張しているようである (S.99ff.)。

社会的基本権 (*soziale Grundrechte*) にかんしては、連邦最高裁は、「制限された具体化」 (*ein schränkende Konkretisierung*) の形式を発展させてきた。それでたとえば、初等学校教育への請求の権利 (連邦憲法19条) の制限された具体化としての懲罰的退学処

分は、「連邦憲法36条の意味に適った(部分的)適用」だと判断している。つまり、生徒の、〔他の学校へ〕移す、かつ比例原則に即した退学処分は、組織だった学校官庁の公益を根拠として強制されるのである(連邦裁判所判決2010.9.16, in ZBI 112 [2011] 471 E.5.3; vgl. auch N.926ff.)。「制限された具体化」の形式については、連邦裁判所は、窮乏状況(Notlage)(連邦憲法12条)において救助を求める権利にかんして、BGE 131II166E.5では退去強制を受けた亡命訴願者の事案を、不必要であったにもかかわらず引き合いに出しておきながら、この権利に席を与えなかった。その結果、裁判所は、正当にも、窮乏状況における救助は事実から離れた要請と結び付けてはならないと判決しうることになった(vgl.N.919a)。この権利は、無条件の妥当を要求し、また、(他の生徒の権利に関連しうる懲罰的退学処分に事例と同様に、)第三者の基本権は考量されない(これについては、vgl. BIAGGINI in ZBI 112 [2011] 477)。

法的平等の命令(*Rechtsgleichheitsgebot*)にかんする「意味に適った部分的適用」の際には、留意が必要とされる。BGE 136II E.4, 闘犬事件判決において、危害を加える可能性の高い犬を営利の対象にすること、訓育することおよび移転させることの禁止が、人種類型表、法的平等の要請、に違反しないかどうか判断されている。邦立法者により設定されたところの、特別に危険な犬とさほど危険でない犬との間の区別にかんする事実上の関係における客観的な理由に満足する根拠のかわりに、裁判所は、連邦憲法36条から審理のプログラムを引き出している。Walter Kälinが適切に留意したとおり、そうした「公法上の利益および法的平等の要請における比較衡量の基準が輸入」されたことが、むしろ審査の厳格化を導き、またそれゆえに基本権保障を高め、しかし同時に、法的平等の要請の権力分立的かつ連邦的機能を強化し、それゆえ裁判官と立法者との役割分担を明確にした(ZBJV147 [2011] 753; vgl.auchN.762ff.)。恣意禁止(*Willkürverbot*)は、無条件の妥当性を要求するから、対立的な公的利益によって相対化されることはありえない。これに対して、女性〔の地位〕促進措置(*Frauenförderungsmassnahmen*)を許容した判決の場合には、比例原則にゆるやかに即した利益衡量がなされ(vgl.N.789)、そして、法律上の基盤(*Grundlage*)の問題が格別に問われる(vgl.N.792a)。一定の手続的権利(*Verfahrensrecht*)にかんしても、連邦裁判所は、制約的な具体化が許容されるものと見ている(vgl.N.869 und 869a)。



判例評釈のための参考事項 (*Hinweise für die Lösung juristischer Fälle*)

自由を制限する命令の合法性 (*Rechtmässigkeit einer freiheitsbeschränkenden Anordnung*) にかんする審査の際には、下記の問題に、合目的的に相次いで答えることが求められる。

1. 自由権によって保護された領域への侵害 (*Eingriff in einen durch ein Freiheitsrecht geschützten Bereich*) を前提とすべきか？ これについて答えるには、個々の自由権の保護目的 (*Schutzobjekt*) とその相互関係を知らなければならない。その際、侵害は、自由権によって守られた領域における状況（作為および不作為）が国家または他の基本権名宛人の責任に帰する場合には、許容される。
2. 侵害は、次のそれぞれの場合に、合法的 (*rechtmässig*) であるかが問われる。すなわち：
  - a) それは、十分な法律上の根拠 (*Gesetzliche Grundlage*) を有しているか？
  - b) それは、公益 (*öffentliches Interesse*) を有しているか？ また、許容された動機にもとづいているか？
  - c) それは、比例原則に即した (*verhältnässig*) ものであるか？

この3つの要件が累積的に (*drei Voraussetzungen kumulativ*) 満たされた場合、当該侵害には合法性が認められる。自由権にかかわっている (*berühren*) かどうかという問題（問題1）は、当該自由権が侵害 (*Eingriff*) によって損傷 (*verletzen*) されたかどうかの問題（問題2）とは、厳格に区別される。

権限を有している国家共同体 (*zuständige Gemeinwesen*)（連邦、邦、自治体）およびこれら国家共同体内部で権限を有している機関（例えば、立法機関、政府、行政官庁 [*Gesetzgeber, Regierung, Verwaltungsbehörde*]) が、適正手続 (*richtiges Verfahren*) および適正な形式 (*richtige Form*) に即して活動しているかという問題は、すべての場において同一に上記の規準 (*Schema*) で律せられるものではない。すなわち、それに相当するものは、上記にはないが、たとえば、許容されないような法律の委任な

どの場合に、法的根拠が不十分だとされることになる。また、他の事案では、自由権を制限する命令の中には、上記の問題2には合格する答の出るものであっても、違法とされるものがある。たとえば、実体的にはそれ自体としては許容される処分が、手続規定違反とされ、または違法とされるような場合である。

一個の自由権制限的な国法が、自由権の核心的内容 (*Kerngehalt einer Freiheit*) を侵害していないかどうかという問題 (vgl.N.324ff.) は、スイスでは、幸いにも、実質的な重要性をもつものとはなっていない。そのおかげで、われわれの考察は、自由権の損傷が合法的になされたのであるか否か (上記審査プログラムの問題2) を審査する際に、通例、核心的内容の擁護からさらに一步進むことをしなくてもよいのである。例外的に、自由権の核心的内容への侵害に拠り所が存在している場合 (たとえば、刑事手続における証拠利用について評価が許容された場合)、核心的内容の擁護についての審査は、まずもって合目的的なものとしてなされることになる (vgl. BEATRICE WEBER-DÜRLER, *Grundrechtseingriffe*, S.143)。すなわち、連邦憲法36条4項に反する措置 (たとえば、容疑者への拷問) については、人格的自由の核心的内容への侵害は、いずれにせよ、絶対的に許されないものであるから、法的根拠、公益および比例性などにかんする審査は不要である。

ヨーロッパ人権条約 (*EMRK*) の8条から11条にかけて保障されている諸権利 (私生活および家族生活の尊重、思想・良心および宗教の自由、表現の自由ならびに集会および結社の自由) への侵害は、同様に、法律上警戒されて (*gesetzlich vorgesehen*) いなければならず、またそれに加えて、民主主義社会にあつては、明示的に掲げられた公益 (*öffentliche Interesse*) にとつて、また、他人の権利の保障のためにも不可欠 (*notwendig*) なものである (ヨーロッパ人権裁判所 [EGMR] の判例についての叙述は: VILLIGER, *Handbuch der EMRK*, Rz. 545 ff.)。ヨーロッパ人権条約の定める自由および安全についての権利 (5条) のような一定の権利は、狭く特定化された侵害の条件に服し、他方で、拷問の禁止 (3条) のような権利は、絶対的に妥当する。

## II. 法律上の根拠

基本権の制限には、法律上の根拠（gesetzliche Grundlage）が必要である。この前提条件は、次の2つの部分命題から発している。すなわち、法規（Rechtssatz）の要件と、法律形式（Gesetzesform）の要件である。

### 1. 法規の要件

自由の制限は、原則として、法規、すなわち一般的・抽象的規範によって定められたものでなければならない。法規が存在するには、つぎのような内容を十分に備えたものでなければならない。すなわち、「市民が自身の行態（Vorhalten）をそれに即して定め、かつ、一定の行態の結果が定式に相応した程度でもって確実に認識できるということを、精確に定型化していることである（BGE 117Ia 472 E. 3c [バーゼル都市部邦社会民主党事件]）。

こうした要件が求められるのは、法的安定性（とくに、国家の処務（Handeln）についての予測可能性および予見可能性）ならびに法的に平等な法適用こそが放棄の役割だということから出ている。しかし、〔連邦裁判所〕判例によれば、法規範の精確性（Bestimmtheit）の要請は、絶対化されたものではない。BGE132 I 49 E. 6.2 [Wegweisung 事件] において、連邦裁判所は、その判断をつぎのように要約的に述べている。

「要請される精確性の程度は、抽象的に定められてよいものではない。その程度は、とりわけて、整序された事実関係の多様性、個別の事案において必要とされる決定（Entscheidung）の全体性（Komplexität）と予見可能性、規範の名宛人、憲法上の権利を侵害することの困難さ、および、個別の事案を具体化するときにまずもって可能でかつ正当な決定に依拠している。一定の範囲（Ausmass）では、規範の不明確性は、手続保障によって平等に補正され、また、比例性の原則が特別な意味をもつことになる……。」

警察法における現実性の要求は、格別の困難に遭遇する。というのは、警察の課

題および公の安全および秩序の概念は、決して抽象的に定義されてはならず、警察活動はしばしば実在の行為の形で知覚される (BGE 136187 E. 3.1 チューリッヒ警察法事件)。

具体的ケースにおいて、入国封鎖 (Einreisesperre) の根拠をなすものとして用いられる連邦憲法184条3項は、ヨーロッパ人権条約を、協定 (Konvention) の立脚点をなすものとして、十分な法律上の根拠であると看做されている (Xhavit Haliti v. Schweiz 事件, EGMR-E vom 1.3.2005, no. 14015/02, VPB 69 [2005] Nr. 135)。

[ 2. 法律形式の要件 (以下、次号) ]

紹介者の註： 本文所掲のスイス連邦憲法などの条文の翻訳

(スイス連邦憲法の条文については、紹介者〔小林〕の『愛知大学法学部 法経論集』188号〔2011年〕109頁以下所掲の訳を土台にして、奥田喜道訳〔初宿正典=辻村みよ子編『新解説 世界憲法集 (第5版)』三省堂・2020年〕251頁以下、平松 毅ほか訳〔ワルター・ハラー原著、平松・辻 雄一郎・寺澤比奈子訳『スイス憲法—比較法的研究—』〔成文堂・2014年〕205頁以下、および、山岡規雄訳〔高橋和之編『新版 世界憲法集 (第2版)』〔岩波文庫・2012年〕399頁以下を参照した。旧スイス連邦憲法については、小林 武『現代スイス憲法』(法律文化社・1989年)における翻訳(271頁以下)を用いた。

また、ヨーロッパ人権条約の翻訳は、山手治之=香西 茂=松井芳郎編集代表『ベーシック条約集 (第4版)』〔東信堂・2003年〕所収の訳に拠った。)。

I スイス連邦憲法 (1999年4月18日〔施行は2000年4月1日〕のスイス誓約者同盟の連邦憲法)  
Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 18. April 1999

第5条 (法治国家的処務の諸原則)

- ① 国家の処務 (Handeln) の基準および限界をなすものは、法である。
- ② 国家の処務は、公共の利益にもとづき、かつ、比例原則に即したものでなければならない。
- ③ 国家機関および私人は、信義誠実の原則にもとづいて活動する。

- ④ 連邦および邦は、国際法を遵守する。

#### 第8条（法的平等）

- ① 人はすべて、法律の前に平等である。
- ② 何人も、とりわけ、出生、人種、性別、年齢、言語、社会的地位、生活様式、宗教的・世界観的もしくは政治的信条を理由とし、または、身体的・知的もしくは精神医学上の障害を理由にして差別されてはならない。
- ③ 男女は、同権である。法律は、两性の法律上および事実上の平等につき、とくに家族、教育および労働の分野においてとくに配慮しなければならない。男女は、同一価値の労働について同一の賃金を請求することができる。
- ④ 障害による不利益を除去するための措置は、法律でこれを定める。

#### 第12条（窮乏状況における救助を求める権利）

困窮しており、また自活できる状況にない人は、扶助と介助を請求し、また、人間の尊厳に値する生存のために不可欠な資金を請求する権利を有する。

#### 第15条（信仰および良心の自由）

- ① 信仰および良心の自由は、これを保障する。
- ② 何人も、自己の宗教および世界観的信条を自由に選択し、また、単独でまたは他の人と共同してそれを告白する権利を有する。
- ③ 何人も、宗教団体に加入または所属する権利、および、宗教教育を受ける権利を有する。
- ④ 何人も、宗教団体に加入もしくは所属し、宗教的行為をおこない、または、宗教教育を受けることを強制されない。

#### 第19条（初等学校教育を受ける権利）

充分かつ無償の初等学校教育を受ける権利は、これを保障する。

#### 第23条（結社の自由）

- ① 結社の自由は、これを保障する。
- ② 何人も、結社を設立し、結社に加入しまたは所属し、また、結社の活動に関与する権利を有する。
- ③ 何人も、結社に加入し、また所属することを強制されない。

#### 第24条（居住の自由）

- ① スイス人女性およびスイス人男性は、国のいずれの場所にも居住する権利を有する。

- ② スイス人女性およびスイス人男性は、スイスから出国し、または、スイスに入国する権利を有する。

### 第36条 (基本権の制限)

- ① 基本権の制限は、法律上の根拠を必要とする。重大な制限は、法律自身の中に、これを規定しなければならない。ただし、重大で、直接の、かつ、他に転じることのできない危険がある場合には、この限りではない。
- ② 基本権の制限は、公益または第三者の基本権の保護〔に資すること〕で正当化されるものでなければならない。
- ③ 基本権の制限は、目的に照らして比例原則に即したものでなければならない。
- ④ 基本権の核心的内容は、不可侵である。

### 第37条 (市民権)

- ① 自治体(Gemeinde)の市民権および邦(Kanton)の市民権を有する人が、スイス人女性市民またはスイス人男性市民である。
- ② 何人も、その市民権を理由に優遇され、または不利に遇されることはない。ただし、邦立法が、市民自治会(Bürgergemeinde)および同業組合(Korporation)における政治的権利にかんする規定、ならびにその財産の分与にかんする規定を別に設けている場合には、この限りでない。

### 第184条 (外国との関係)

- ① 連邦参事会は、連邦議会の協働権を留保しつつ、外務を所掌する。連邦参事会は、対外的にスイスを代表する。
- ② 連邦参事会は、条約に署名し、それを批准する。連邦参事会は、条約を、連邦議会にその承認を求めて提出する。
- ③ 国の利益を擁護するために必要がある場合は、連邦参事会は、命令を制定し処分をなす。命令には期限を付す。

## II 旧スイス連邦憲法 (1874年5月29日制定、1999年4月18日の国民投票で全面改正)

### 第56条 (結社の権利)

市民は、結社を形成する権利について、当該結社がその目的においても、またその目的達成

のために定められた手段においても、違法または国家に危険でない限りで、これを有する。この権利の濫用にかんしては、邦が、必要な規定を法律で定める。

### Ⅲ ヨーロッパ人権条約（人権及び基本的自由の保護のための条約）

（署名：1950年11月4日、効力発生：1953年9月3日）

#### 第3条（拷問の禁止）

何人も、拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。

#### 第5条（自由および安全についての権利）

- 1 すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、次の場合において、かつ、法律で定める手続に基づく場合を除くほか、その自由を奪われ不得。
  - (a) 権限のある裁判所による有罪判決の後の人の合法的な抑留
  - (b) 裁判所の合法的な命令に従わないための又は法律で定めるいずれかの義務の履行を確保するための人の合法的な逮捕又は抑留
  - (c) 犯罪を行ったとする合理的な疑いに基づき権限のある法的機関に連れて行くために行う又は犯罪の実行若しくは犯罪実行後の逃亡を防ぐために必要だと合理的に考えられる場合に行う人の合法的な逮捕又は抑留
  - (d) 教育上の監督のための合法的な命令による未成年者の抑留又は権限のある邦的機関に連れて行くための未成年者の合法的な抑留
  - (e) 伝染病の蔓延を防止するための人の合法的な抑留並びに精神異常者、アルコール中毒者若しくは麻薬中毒者又は浮浪者の合法的な抑留
  - (f) 不正規に入国するのを防ぐための人の合法的な逮捕若しくは抑留又は退去強制若しくは犯罪人引渡しのために手続がとられている人の合法的な逮捕若しくは抑留
- 2 逮捕される者は、速やかに、自己の理解する言語で、逮捕の理由および事故に対する被疑事実を告げられる。
- 3 この条の1(c)の規定に基づいて逮捕又は抑留されたものは、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な時間内に裁判を受ける権利又は裁判までの間釈放される権利を有する。釈放に当たっては、裁判所への出頭が保障されることを条件とすることができる。

- 4 逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを迅速に決定するように及び、その抑留が合法的でない場合には、その釈放を命ずるように、手続をとる権利を有する。
- 5 この条の規定に違反して逮捕され又は抑留された者は、賠償を受ける権利を有する。

#### 第8条 (私生活及び家族生活の尊重についての権利)

- 1 すべての者は、その私的及び家族生活、住居および通信の尊重を受ける権利を有する。
- 2 この権利の行使については、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、また、無秩序若しくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない。

#### 第9条 (思想、良心及び宗教の自由)

- 1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自己の宗教又は信念を変更する自由、並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、教導、行事及び儀式によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 2 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全のため又は公の秩序、健康若しくは道徳の保護のため又は他の者の権利及び自由の保護のために民主的社會において必要なもののみを課す。

#### 第10条 (表現の自由)

- 1 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、公の機関による干渉を受けることなく、かつ、国境とのかかわりなく、意見を持つ自由並びに情報及び考えを受け及び伝える自由を含む。この条は、国が放送、テレビ又は映画の諸企業の許可制を要求することを妨げるものではない。
- 2 1の自由の行使については、義務及び責任を伴い、法律によって定められた手続、条件、制限又は刑罰であって、国の安全、領土保全若しくは公共の安全のため、無秩序若しくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、他の者の信用若しくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、又は、司法機関の権威及び公平さを維持するため民主的社會において必要なものを課することができる。

#### 第11条 (集会および結社の自由)

- 1 すべての者は、平和的な集会の自由及び結社の自由についての権利を有する。この権利に



は、自己の利益の保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であつて国の安全若しくは公共の安全のため、無秩序若しくは犯罪のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課してはならない。この条の規定は、国の軍隊、警察又は行政機関の構成員による1の権利の行使に対して合法的な制限を課することを妨げるものではない。

#### 第16条（外国人の政治活動に対する制限）

第10条〔表現の自由〕、第11条〔集会及び結社の自由〕及び第14条〔差別の禁止〕中のいかなる規定も、締約国が外国人の政治活動に対して制限を課することを妨げるものとはみなされない。

以 上